

群馬大学医学部附属病院手術部周術期管理チーム専門委員会術後疼痛管理
チーム内規

令和 4. 6. 13 制定

改正 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第 1 条 群馬大学医学部附属病院手術部周術期管理チーム専門委員会内規第 7 条の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院手術部周術期管理チーム専門委員会術後疼痛管理チーム（以下「術後疼痛管理チーム」という。）に関し必要な事項を定める。

(業 務)

第 2 条 術後疼痛管理チームは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 術後疼痛管理実施計画の作成に関すること。
- (2) 術後疼痛に関する相談、助言対応に関すること。
- (3) 術後疼痛に関する診療及び実施状況の確認とフィードバックに関すること。
- (4) 術後疼痛に関するデータの収集及び分析に関すること。
- (5) その他術後疼痛に関すること。

(組 織)

第 3 条 術後疼痛管理チームの構成員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 麻酔・集中治療科教員 若干人
- (2) 術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した看護師 若干人
- (3) 術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した薬剤師 若干人
- (4) その他、手術部周術期管理チーム専門委員会委員長が必要と認めた者 若干人

(事 務)

第 4 条 術後疼痛管理チームの事務は、医療支援課において処理する。

(内規の改廃)

第 5 条 この内規の改廃は、群馬大学医学部附属病院手術部運営委員会の議を経て、病院長が行う。

附 則

この内規は、令和 4 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。